

1. 骨子案について (P 3 2)

委員からのご意見	ご意見に対する県の考え方
<p>1-1 「すべての女性が 自分らしくきらめく島根」の「すべての女性」という表現に違和感があるのは前回の審議会でも述べたとおりですが、その違和感は、「女性」が「きらめく」という言い回し自体にアンコンシャスパイアスがかかっているように感じるからかもしれません。例えば、「きらめく」を「社会に参画できる」とするのはいかがでしょうか。スローガンとしてのインパクトには欠けるかもしれませんが。</p> <p>また、「多様な価値観を認め合い、・・・暮らし続けられる島根」の中に、「それぞれが個人として尊重される」という一語を入れられないでしょうか。多様な価値観を認めるだけでなく、個人として尊重されることが重要と考えます。</p>	<p>【女性活躍推進課】</p> <p>県が目指すべき男女共同参画社会における「すべての女性」とは、あらゆる年代の女性を対象としますが、性別にかかわらず誰もがそれぞれ個性と能力を発揮し対等に参画できる社会の実現が大切であり、計画においても多様性を尊重することが重要であることは当然であります。</p> <p>また、本計画においては、「誰一人取り残さない」社会を目指すSDGsの視点を包括的に取り入れ、GOAL5「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等」の実現などに向けて、取組を進めていくこととしています。</p>
<p>1-2 「すべての女性」という文言が入ることについて「反対」である。</p>	<p>一方で、現状として、職業生活、その他社会生活や家庭生活において、男女間の格差や性別による固定的な役割分担等を反映した制度・慣行、女性への暴力など、未だ大きな社会的な課題があり、課題や取組の対象を明確にする必要があると考えます。</p>
<p>1-3 最初に掲げる理念としては、「すべての女性」という書き方ではない方がよいと思います。</p> <p>女性と書いてしまうと、女性だけの問題と思われるのではないのでしょうか。 <u>「すべての人」または「県民すべて」などの書き方が好ましいと感じます。</u> <u>また、「多様な価値観を認め合い、男性と女性、仕事と生活・・・」の記載は、「男性と女性」は固定概念と指摘されジェンダー平等という方向性が理解されにくいように思いますので、書き方を変えた方がよいと感じます。</u></p> <p>確かに未だ封建的な考え方の方もいらっしゃいますが、情報化社会において若い人はジェンダー平等の教育が進んでいますので、若い人に感心を持ってもらうためにも、巻頭の言葉選びは大事だと考えます。</p>	<p>県としては、「すべての女性が 自分らしくきらめく島根」を本計画期間（5年）後に目指す姿としつつ、説明文の「男性と女性」を多様性を尊重し、「性別に関わりなく誰もが」に変更することとしました。</p> <p>(変更後)</p> <p>すべての女性が 自分らしくきらめく島根 ～認め合い 高め合い ベストバランスで暮らす新たな時代へ～</p> <p>多様な価値観を認め合い、性別に関わりなく誰もが、仕事と生活などそれぞれの最適バランスで、自分らしくいきいきと暮らし続けられる島根</p>
<p>1-4 「すべての女性が」とありますが、自分らしくきらめくのは、「すべての男女（ひと）」であるべきではないでしょうか。</p> <p>* SOGIに取り組むことが求められている現在を考えた場合、男女と標記するより「ひと」の方が良いかもしれません。</p> <p>(理由)</p> <p>「島根県の男女共同参画」なので、未だ男女間格差や女性差別があったとしても、それぞれの施策で解消策を具体的に上げていくので、計画の大テーマ（柱）は女性に偏らず、全ての人を対象としていることを打ち出す方がよいと思います。下の副題が大変良く、この副題が目指すべき島根は性別に関係なく、自分らしくきらめくことのできる社会、地域であるべきというメッセージを発信し、その上で、女性のための施策がある、男性のための施策がある、LGBTのための施策があるということだと思えます。</p>	<p>加えて、計画の巻頭言において、知事からのメッセージとして多様性の尊重について、県民の皆様との共通認識となるよう伝えていきたいと考えます。</p>
<p>1-5 「すべての女性」という文言を残されることにつき、県のお考えは分かりました。ただ、おそらく、この計画を目にする多くの方は、私たち委員が感じた（捉えた）と同じような感覚を持たれると思います。</p> <p><u>計画の巻頭言などを利用し、知事のメッセージの中で県の考え方・捉え方を説明されることですので、少しでも多くの方にご理解、ご共感いただけるようなご説明をお願いします。</u></p>	
<p>1-6 「課題や取り組みの対象を明確にする必要がある」とのことで、「すべての女性が・・・」と表現することになったのは理解した。</p> <p>しかし、その下の説明文に「多様な価値観を認め合い、男性と女性・・・」と表現されており、ダイバーシティの観点から適さないように思う。</p> <p><u>極端な二つによってバランスを取るものではないと思うので、「性別に関係なく・・・」というような意味の表現に変えてはどうか。</u></p>	

	委員からのご意見	ご意見に対する県の考え方
1-7	<p><u>子どもの育つ環境についての課題に触れてもらいたい。</u> 働く母親の増加、一人親世帯、祖父母など家族の支援が困難な世帯の増加、コミュニティでの人間関係が希薄になっている等、子どもを育てる環境が変化しています。子育て世代の親への支援はよくいわれていますが、<u>子どもたちに焦点を当てた計画、支援が必要と考えます。</u></p>	<p>【子ども・子育て支援課】 県では令和2年度に策定した「しまねっ子すくすくプラン」の中で、島根で育つ「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す社会像に掲げ、すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備を基本理念の1つとしています。 子どもの育つ環境についての課題や、子どもたちに焦点を当てた計画は、こちらのプランで取り上げているところです。</p>
1-8	<p>令和3年2月の審議会の時に思いましたが、SDGsの考え方が取り入れられているのはすぐに分かりましたが、その時の<u>計画の中にはSDGsの文字は一つも出ていなかったと思います。国の計画には入っていたと思いますので、県の計画にもはっきりと入れてはどうでしょうか？</u>（知事のメッセージの中でもいいとは思いますが）</p>	<p>【女性活躍推進課】 素案では、「第1章 計画の基本的な考え方」「4 計画策定にあたっての横断的な視点」「(3) SDGsについて」の中で、SDGsの考え方について記載することとしています。（素案P3）</p>

2. 具体的な取組について（P 4 3～6 5）

項目	委員からのご意見	委員からのご意見に対する県の考え方
2-1 重点目標 1	<p>県の審議会等の委員（47番）だけでなく、<u>地域や企業等の要職・管理職で女性登用を増やしていくことが必要ではないか</u>と思います。</p>	<p>【女性活躍推進課】 企業における女性登用の推進については、「女性を役職者に登用している事業所の割合」、「女性の係長以上への登用割合」の推移を把握しながら、女性の人材育成や、企業に対するセミナー、企業間の連携強化により取組を進めてまいります。（取組9番、51番）</p> <p>地域における女性の参画については、自治会等の意思決定過程に女性の参画が進むよう、県内各地での男女共同参画の理解促進事業の実施、若い世代に向けた社会参画する力の養成、公民館職員等社会教育関係者への研修を通じた地域リーダーの意識啓発などに取り組んでまいります。（取組30番、31番、53番、73番）</p>
2-2 10番	<p>「・・・各階層に応じた研修会・・・」の「各階層」という言葉が少し気になります。「新入社員、中堅社員・・・」のように具体的にある方がいいように思います。</p> <p>【参考（原案）】 10 人材育成における企業の取組を支援するとともに、<u>各階層に応じた研修会を開催します。</u>（雇用政策課）</p>	<p>【雇用政策課】 10番を下記のとおり修正します。</p> <p>【修正した文案】 10 人材育成における企業の取組を支援するとともに、<u>内定者、新入社員、入社2～3年目の若手社員などの階層に応じた研修会を開催します。</u>（雇用政策課）</p>
2-3 36番、37番	<p>両方の文中に「仕事と生活の両立」という表現がありますが、広い意味で仕事もその人の生活の一部だと思しますので、「仕事と家庭生活の両立」という表現がいいように思います。</p> <p>【参考（原案）】 36 一般事業主行動計画（女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法）の策定の促進を図り、企業等が自社の課題を認識し、女性活躍や従業員の仕事と生活の両立に積極的に取り組むことができるよう支援します。（女性活躍推進課）</p> <p>37 「しまね女性の活躍応援企業」であり、かつ「しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）」である企業等を対象に、休憩室の整備やテレワークの導入など、一般事業主行動計画に基づく女性活躍推進や仕事と生活の両立支援に向けた取組に係る費用の一部を助成します。（女性活躍推進課）</p>	<p>【女性活躍推進課】 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章によると、「仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持つ健康で豊かな生活ができるよう、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求する」とされており、「仕事」と「生活」は別物として記載されています。</p> <p>「仕事と家庭（生活）の両立」とした場合は、子育てや介護といった家庭生活との両立が明確になる一方で、若年者や子育てを終えた方にとっては、生活の定義が狭くなることも受け止められることから、記載はこのままとし、事業の実施にあたって、取組の趣旨を丁寧に伝えてまいります。</p> <p>※参考 次世代育成支援法では、「仕事と子育ての両立支援」 こっころカンパニー認定要領では、「仕事と生活の調和と男女共同参画を推進し、子育てにやさしい職場づくりに積極的に取り組んでいる企業を「しまね子育て応援企業」として県が認定し、仕事と家庭の両立支援企業の拡大を図る。」</p>
2-4 108番ないし 109番	<p>島根には、「一般社団法人しまね性暴力被害者支援センター（さひめ）」という民間のワンストップ支援センターがあり、「たんぼぼ」と共通している専門家相談員（弁護士やカウンセラー）も多く、111記載の「性暴力被害者支援員専門研修」も、「さひめ」が県から委託を受けています。</p> <p><u>今後の支援の充実を考えると、「民間の支援機関との連携」を明示し、予算的な措置も行うべきではないでしょうか。</u></p> <p>【参考（原案）】 108 県女性相談センター内に「性暴力被害者支援センターたんぼぼ」を開設し、性暴力被害に特化した電話相談を受けるとともに、必要に応じて医療的支援、心理的支援（カウンセリング）、法的支援（弁護士相談）などの支援を行います。被害者が18歳未満の児童の場合においては、児童相談所等と連携を図り支援を行います。（青少年家庭課）</p> <p>109 性暴力被害者支援員専門研修を実施し、ワンストップ支援センター支援員及び関係機関支援員のスキルアップと連携強化を図ります。また、県立病院の助産師や看護師をDV・性暴力被害支援者研修へ派遣し、医療機関における支援体制の強化を図ります。（青少年家庭課）</p>	<p>【青少年家庭課】 108番を以下のとおり修正します。</p> <p>【修正した文案】 108 県女性相談センター内に「性暴力被害者支援センターたんぼぼ」を開設し、性暴力被害に特化した電話相談を受けるとともに、必要に応じて医療的支援、心理的支援（カウンセリング）、法的支援（弁護士相談）などの支援を行います。被害者が18歳未満の児童の場合においては、児童相談所等と連携を図り支援を行います。<u>また、民間支援団体等とも連携しよりよい支援に繋がっていきます。</u>（青少年家庭課）</p> <p>・民間支援団体への委託に係る予算措置については、必要に応じて行っていきます。</p>

項目	委員からのご意見	委員からのご意見に対する県の考え方
2-5 121番ないし 122番	<p><u>職場におけるハラスメントの問題は深刻ですが、県の取組が2つしかない（しかもひとつは県職員向け）のは心もとないです。</u></p> <p>労働施策総合推進法の改正等により、2022年4月1日には中小事業主にもパワーハラスメント防止措置が義務化されます。具体的には、事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、相談に応じて適切に対応するために必要な体制の整備、職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応等が講じられなければなりません。</p> <p><u>県の取組としても、啓発誌の配布や講師派遣などによる「防止」だけでなく（防止も大事ですが）、労働施策総合推進法の改正の趣旨を踏まえた具体的な措置について言及すべきではないでしょうか。</u></p> <p>【参考（原案）】</p> <p>121 国等と連携し、啓発誌の配布や啓発指導講師の派遣などを通じて、事業所におけるハラスメント防止に取り組みます。（雇用政策課、人権同和対策課）</p> <p>122 県職員に対して、職場のハラスメントに対する正しい理解と防止のため、各種研修やパンフレット等を活用し、各職場等における啓発に努めます。また、各職場に相談員を配置するなど、各種相談窓口を設置し、相談しやすい環境づくりを行います。（人事課、県立病院課、教育庁総務課、学校企画課、人権同和教育課、警務課）</p>	<p>【女性活躍推進課】</p> <p>島根労働局においては、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の職場のハラスメント撲滅に向けて、12月の「ハラスメント撲滅月間」を中心に、集中的な広報や特別相談窓口の設置等の取組を実施しておられます。</p> <p>また、事業主向け説明会等を開催するほか、あらゆる機会を通じて、ハラスメント防止措置を実施するよう事業主に助言・指導を行うほか、ハラスメント被害を受けた労働者からの相談に迅速な対応をしておられます。</p> <p>県においては、具体的な措置を行う権限はありませんが、労働施策総合推進法の改正の趣旨を踏まえて、講師派遣を通じての事業主の取組支援や、事業主及び労働者の相談窓口を実施を通して、ハラスメント防止に取り組んでまいります。</p> <p>今回、取組を次のとおり追加・修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・121番に労働委員会を追加 ・再掲で44番の相談窓口を追加するとともに、労働委員会を追加 ・労働委員会の取組として、45番の取組を追加するとともに、再掲で「ハラスメント防止対策の推進」においても追加 <p>【修正した文案】</p> <p>121 国などと連携し、啓発誌の配布や啓発指導講師の派遣などを通じて、事業所におけるハラスメント防止に取り組みます。（雇用政策課、人権同和対策課、<u>労働委員会</u>）</p> <p><u>（再）労働条件や就業環境などに関する相談窓口を設け、事業者や労働者に対するアドバイスを行います。また、島根労働局などの関係機関と連携して適切な解決に努めます。【再掲44】（雇用政策課、労働委員会）</u></p> <p><u>（再）労働条件等に関する労使間の紛争について、当事者同士での解決が難しくなった場合、労働委員会が両当事者の間に入って話し合いにより解決できるよう手伝います。【再掲45】（労働委員会）</u></p> <p>また、県としましては、誰もが安心して働くことができる職場の風土づくりを促進するためのセミナーやイクボスの取組などを通して、ハラスメントのない職場づくりを推進してまいります。</p> <p>なお、一般事業主行動計画において、セクハラ等に関する各種相談窓口への相談の項目があり、女性活躍推進課においては女性活躍応援企業の認定をとおして、企業の取組の支援を行っています。</p> <p>こっころカンパニーの認定審査においても、育休等に関するハラスメント防止措置を就業規則等に規定しているかどうかの審査項目があり、こっころカンパニーの認定をとおして、企業の取組の支援を行っています。</p> <p>【参考】</p> <p>改正労働施策総合推進法により、事業主に以下の措置を取ることを義務付け</p> <ol style="list-style-type: none"> ①労働者からの相談に対し、適切に対応するために必要な体制を整えること ②相談を行った労働者に対して解雇等の不利益な取り扱いをしないこと ③労働者がパワハラを行わない、パワハラに対して関心や理解を深めるために研修を実施すること ④事業主（会社の役員等）自らも、労働者に対する言動に必要な注意を払うこと
2-6 重点目標9 (123~140)	<p><u>全般的に、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点を踏まえた記述が足りないかなと思います。</u></p>	<p>【健康推進課、女性活躍推進課】</p> <p>「重点目標9 生涯を通じた男女の健康づくりの推進」の導入文章に以下の一文を追記しました。</p> <p>特に女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点も取り入れ、取組を推進します。</p> <p>また、124番に「子どもが命の大切さを知り、人工妊娠中絶や望まない妊娠の予防、妊娠に適した年齢など、正しい知識の普及を図り、個人にあった妊娠・出産に係るライフプラン設計ができるよう、関係機関と連携し、学校等での指導の充実を促進します。」を加筆しました。</p>

項目	委員からのご意見	委員からのご意見に対する県の考え方
2-7 128番	<p><u>望まない妊娠・出産に至ってしまった女性を支援する取組があるべきではないでしょうか。</u></p> <p>【参考（原案）】 128 妊娠・出産・子育てについて切れ目ない支援を行う子育て包括支援センターの機能充実に取り組む市町村を支援します。（健康推進課）</p>	<p>【健康推進課】 望まない妊娠含め、養育困難が想定される社会的ハイリスク妊産婦が早期に必要な支援につながるよう、市町村における妊娠届出時の妊婦への面接によるアセスメントや産科医療機関等との連携に努めていただくよう、引き続き働きかけます。</p>
2-8 130番	<p>子どもを望まない人もいて、生まない自由もあります。子どもを生み育てることが正解という風潮が、そういった人たちに疎外感や孤独感を感じさせることになるかもしれません。</p> <p><u>積極的に子どもを持たない選択をした人のことも尊重すべきですし、子どもを持たずに活躍している人がいることも、子どもが欲しくても持てない人への励みにもなると思います。</u></p> <p><u>そういった視点の取組もあるといいかなと。</u></p> <p>【参考（原案）】 130 不妊や不育に悩む方への支援として、不妊や不育に関する相談、費用の助成などによる支援を行います。（健康推進課）</p>	<p>【女性活躍推進課】 委員ご指摘のとおり、子どもを持つことを望むか望まないかは個人の意思が尊重されるべきことで、その上で女性が多様な生き方を選択することができることが重要だと考えています。</p> <p>重点目標1「あらゆる分野での女性の活躍推進」の中では、仕事や地域活動など、あらゆる分野において、女性一人ひとりが、本人の希望に応じ個性や能力を十分発揮しながら活躍できる環境をつくることを目指しています。</p> <p>女性の多様な生き方が尊重され、自ら選択できるよう、重点目標1にかかる取組を進めてまいります。</p>
2-9 142番	<p><u>「養育費確保の支援」とは、具体的に何でしょうか。</u>弁護士につなげることでとすると、弁護士に依頼して裁判所の手続きをとっても、「ない人」からは取れないので、結局養育費は確保されません。</p> <p>実感として、こういうケースがすごく多いので、法的手続の限界を感じています。例えば、明石市のような、行政が立て替えて払って義務者から取り立てるみたいな仕組みがあればと、いつも思っています。</p> <p>【参考（原案）】 142 ひとり親家庭に対し、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保の支援等を一体的に提供できるよう、関係機関との連携を強化し、個々のニーズに合った自立を支援します。また、必要な支援が届くよう、相談支援体制の充実を図り、支援制度の広報・周知を行います。（青少年家庭課）</p>	<p>【青少年家庭課】 全国ひとり親世帯等調査によれば、離婚母子家庭において養育費を受給している割合は24.3%であり、ご指摘のとおり養育費の確保の困難さが現れていますが、その前段階として、養育費の取り決めをしている割合は42.9%にとどまっており、まずは早期からの相談支援を通じ、養育費の取り決めを促進することが重要と考えます。</p> <p>県では島根県母子寡婦福祉連合会に相談員を配置し、離婚前の段階から、養育費に関する基礎的な知識や取り決め方法等の相談に応じるとともに、相談内容によっては弁護士を紹介する等相談者に寄り添った対応により、養育費の確保の向上を図っていきます。</p> <p>併せて、離婚後の段階においても、面会交流が養育費を支払う意欲の向上につながると考えられることから、個々のケースに配慮しながら、面会交流の実施が図られるよう、相談者に促していくこととしています。</p>
2-10 152番	<p>「高齢者が、更に活動の場を広げ、地域に根ざした活動を担ってもらえるよう、・・・」とありますが、「高齢者が」の「が」だと、「更に活動の場を広げ」はいいのですが、「地域に根ざした活動を担ってもらえるよう」に続いた時に違和感があります。「に」だと「担ってもらえるよう」はいいのですが、そうすると前の「更に活動の場を広げ」には上手く続かないことになりすし。一考いただくといいと思います。</p> <p>【参考（原案）】 152 高齢者が、<u>更に活躍の場を広げ、地域に根ざした活動を担ってもらえるよう</u>、学びの場の充実に取り組みます。また、市町村や地域組織、NPO等との連携を強化して、シニア世代の地域活動への参加を支援する仕組みづくりを構築します。（高齢者福祉課）</p>	<p>【高齢者福祉課】 下記のとおり一部修正します。</p> <p>【修正した文案】 152 高齢者が、<u>これまで培ってこられた知識や経験を活かしつつ、更に活躍の場を広げ、地域の支え手として活躍していただけるように</u>、学びの場の充実に取り組みます。また、市町村や地域組織、NPO等との連携を強化して、シニア世代の地域活動への参加を支援する仕組みづくりを構築します。（高齢者福祉課）</p>

3. その他

	ご意見	ご意見に対する県の考え方
3-1	<p>「女性一人ひとり」という言葉が多く使われています。<u>根本的に、女性の自律を促すためには、本人が色々な選択肢から自己決定する力を持つことだと思います。あらゆることを与えられるという受け身の考えでは自律にはなりません。</u>男性だから自律しているかという、そうとも限らず、やはりすべての人々なのだと思います。</p> <p>県主導ですることはいかなるかもしれませんが・・・。</p> <p><u>就職してから（あるいは学生の時から）、自分のライフライン、キャリアパスについて考える機会を持ち、どう生きるか自己決定する力をつける教育（研修）の場があるとよいと考えます。</u></p> <p><u>ライフライン、キャリアパスを描いても必ずしもその通りにはいかないこと、修正する必要もあり得ること、多くの選択肢があることなどを知って欲しいです。</u></p>	<p>【女性活躍推進課】</p> <p>小中高での助産師による出前講座や高校・大学等での人生設計講座の開催（取組32番）、大学生等の若者に向けた講座の開催（取組31番）、働く女性を対象としたスキルアップセミナーの開催（取組9番）などを通じて、それぞれのライフステージに応じて、自分の人生設計やキャリアパスを考え、また考え直す機会を設けてまいります。</p>